

## 仕 様 書

### 1. 委託件名

令和5年度ユニークベニューショーケースイベント企画運営業務委託

### 2. 目的

MICE開催に伴う都内ユニークベニューの利活用を推進していくためには、主催者・施設等に対して効果的に魅力をPRしていくことが必要である。都内ユニークベニューの魅力や活用方法を幅広く発信・展開していくため、多様な活用方法を提案できるショーケースイベント（以下「イベント」という。）を実施する。

### 3. 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

### 4. 契約期間

令和5年9月7日から令和6年3月31日まで

### 5. 事業概要

(1) 以下を踏まえて(2)に記載するテーマに沿ったイベントを企画し、財団が指定する期間内で1回実施すること。

ア 第2に記載の目的を踏まえ、レセプションや会議にとどまらず、表彰式や展示会、商品発表会、コンテンツ体験会、コンサート等の多様な活用方法や開催にあたっての課題への対応方法等を幅広く検討した上で提案すること。

イ 今後のMICE開催時にも再現可能な内容とすること。

ウ 同日・同会場にて財団が用意するコンテンツを実施するため、財団と綿密な調整の上、イベントを実施すること。詳細は第6(3)を参照。

(2) 実施テーマ

ア インバウンド回復期におけるMICEのリアル開催による東京のユニークベニューの魅力

イ ユニークベニューの活用に関して、地域における価値観の醸成と、地域への利益還元

(3) イベント実施時期

令和6年2月29日(木)までに、計1回イベントを実施すること。なお、実施時期は、企画提案前に(一社)墨田区観光協会と相談の上、然るべき実施時期を提案すること。

(4) イベント実施場所

都内ユニークベニュー施設において、テーマに則した施設を財団と協議の上、選定すること。ただし、複数施設を利用し実施することとし、そのうち1施設は、

企画提案前に（一社）墨田区観光協会と相談の上、選定すること。  
なお、必ず1施設はTokyo Unique Venues掲載施設を活用すること。  
また、複数施設間の移動については、移動手段を明確にし、調整・手配を行うこと。

（参考）<https://uniquevenues-jp.metro.tokyo.lg.jp/>

（5） イベント実施形式

日本語及び英語の2か国語に対応したリアル形式での実施とし、イベント実施後にオンライン配信用に素材を編集した上で、アーカイブ配信を行うこと。  
なお、災害や天候等の可能性を考慮し、イベント実施の1か月前を目途に財団の指示を仰ぐものとする。

（6） 実施規模

集客人数は原則200名程度とするが、各会場の特性及び収容人数に応じて財団と相談して決定すること。

（7） 招待対象者

対象者はテーマに沿って検討すること。例えば、外資系企業、一般企業、MICE業界団体、国内外メディア関係者、在京大使館、在日海外商工会議所、地域住民・企業等とするが、財団と相談して決定すること。

## 6. 委託内容

（1） 通則

- ア 事業全体のスケジュール及び運営体制を含んだ事業計画書を作成し、履行開始後14日以内に提出すること。また、本事業の管理・運営体制及び各種手配からイベント実施、報告までの業務進行スケジュールを作成し、イベント実施の60日前までに提出すること。
- イ イベント実施30日前までに、イベント当日の内容・運営・進行・役割分担・レイアウト等を定めたイベント実施計画書を作成すること。なお、作成にあたっては、60日前までにイベント実施計画書（案）を作成すること。
- ウ 実施体制を明確にし、当日は招待者の受付から見送りまで実施すること。なお、パートナー会社・サービススタッフ等の管理を徹底すること。
- エ 国内外MICEの最新情勢・動向に細心の注意を払い、それらを踏まえた企画提案、臨機応変に対応できる実施体制を整えること。
- オ 必要に応じて開催会場の施工、設営及び撤去等ができる事業者を選定し、必要な管理を行うこと。施工者用入場パス等については必要枚数を手配し、その費用は本委託経費内に含むものとする。
- カ 会場使用料、利用施設の入場料等については、本委託事業費に含めること。
- キ イベント実施時や設営時における音響、照明及び作業音等について施設周辺に配慮すること。

- ク 必要な法定手続等を実施すること。例えば、所轄の警察署・消防署・保健所等関係機関に対して相談、協議、申請、届出等を過不足なく実施すること。
  - ケ 業務の遂行にあたって、受託者は環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを調達することで、環境負荷の低減に努めること。
  - コ 業務全般において、財団と都度協議し、承認を得て事業執行すること。
- (2) 会場等との連絡、調整
- ア 会場等との連絡、調整を行う担当者を選任し、集約管理を行うこと。
  - イ 会場等との連絡、調整に当たっては、会場等のニーズ・要望に配慮した調整をすること。
- (3) 財団実施による先端テクノロジーの効果検証との調整
- 当日の会場にて、MICEにおける先端テクノロジー活用の効果検証を行うため、以下の調整を行うこと。
- ア 先端テクノロジーは受託決定後に財団より提示するが、綿密に調整をして、イベントを実施すること。
  - イ 先端テクノロジー提供事業者（技術提供者）及び受入施設、開催エリア等と十分連携すること。
  - ウ 先端テクノロジーに係る会場施設利用料やインターネット回線環境の構築などの費用は、財団と協議の上、本イベントの運営経費に含めること。なお、先端テクノロジー本体、搬入及び撤収、実装管理及びその他効果検証に係る費用については、先端テクノロジーに関する事業費のため、本イベント運営経費に含まない。また、受託者は効果検証の実施主体とはならない。
- (4) イベントの告知、招待者の選定及び招待状の作成
- ア 財団と協議し、招待者リストを実施 60 日前までに作成すること。また、招待状の作成・発送、当日の受付を行うこと。
  - イ 招待状の作成にあたっては、記載内容・体裁等について、2 回程度財団の校正を受けること。また、適宜相談すること。
- 招待状はイベント実施 30 日前までを目途に発送すること。
- (5) イベントの実施
- ア 会場ではテーマ及びイベント内容を踏まえ、各会場の魅力を生かし、東京を PR するに相応しい設営をすること。具体的には、各会場の持つ課題、MICE 開催意義の理解促進、エコ及びサステナビリティ推進を行う上で出てくる課題を解決する方向性を明確にした上で、会場デザイン、レイアウト及び演出を提案すること。会場デザイン、レイアウト及び演出は受託決定後、企画提案内容を基に財団と協議を行った上で最終決定とする。なお、設営については、可能な限りイベント前日までに完了すること。
  - イ 受付、クローク（荷物預かり）を設置し、サービスを提供すること。

- ウ 英語対応可能な司会を配置し、適切な司会進行を行うこと。
  - エ 提供するコンテンツ等については、英語対応可能なスタッフを配置すること。
  - オ その他、イベント運営に必要な備品、什器等を手配すること。なお、製作物の所有権等については、適宜財団と協議すること。
  - カ 複数会場間の配信等が必要な場合はそれに係るインターネット環境を構築すること。
  - キ アーカイブ配信を実施するために必要な機材及び設備を手配すること。
  - ク 事前視察及びイベント実施当日、財団が会場の設営他各種準備状況の確認を行う際には、受託者も立ち会うこと。
- (6) レセプション・ネットワーキング等開催する場合の食事、飲料の手配、提供下記について、財団と協議の上で決定すること。以下を参考に MICE のトレンドを意識したエコ及びサステナビリティ等への配慮がある飲食の内容を提供すること。
- ア 食品ロスの削減に向けた工夫をすること。
  - イ 使用する食器などはプラスチック製品を使用しないように工夫すること。プラスチック製品を使用する場合は、その製品がエコ及びサステナビリティに配慮したものであることをあわせて紹介すること。
  - ウ トレーサビリティを意識した食品を取り扱うよう工夫をすること。
  - エ フェアトレード認証製品を活用した内容とするよう工夫をすること。
  - オ 地域の名産品など、地域とのつながりを意識した工夫をすること。
  - カ 食事、飲料を手配する場合、地域連携等、本イベントの会場やテーマに則し、かつ、東京や和がイメージできるような効果のある食事や飲料等を手配すること。また、食事については、提供形式に相応しいメニュー構成であること。ただし、本イベントは参加者に食事を提供することが目的ではないため、全参加者に対し、メニューの全てや、量の全てを提供しないことも可とする。
  - キ ハラルやビーガン等、宗教事情やアレルギー等に配慮し、臨機応変に対応できるものを用意すること。
  - ク 食事、飲料の日本語・英語メニュー（又は名刺サイズの卓上メニューカード等）を用意すること。
  - ケ これらの取り組みについて、招待者に紹介するような内容をイベントに盛り込むこと。
- (7) イベント時のアトラクション提供
- ア 本イベント開催にあたってアトラクションを提供すること。アトラクションは、各会場及び目的に合った東京を PR するに相応しいものとする。アトラクションは、エコ、サステナビリティ、テクノロジー、会場や地域とのつながり等を参加者が意識できる内容とすることとし、財団と協議を行った上で最終

決定とする。

- イ アトラクションを提供する趣旨は、招待者向けの一過性の娯楽提供ではなく、実際に東京都でMICEを開催してみたい、または、東京を訪れてみたいと起想させることにあるため、それを意識した内容とすること。
- ウ アトラクション提供時には、アトラクションの紹介を英語でできるスタッフを配置し説明すること。また必要に応じて英語で進行を行うこと。

#### (8) 招待者向けアンケートの実施・回収・集計

- ア 招待者向けにイベントに関するアンケートを作成すること。内容については財団と協議の上決定する。また、インセンティブを付加する等、回収率が高まる工夫を行うこと。
- イ アンケートはイベント当日または実施時までに招待者に配布すること。
- ウ アンケートは、全回答データおよび集計した分析結果をイベント終了後10日以内に報告すること。

#### (9) 課題解決報告会の実施

イベント終了後14日以内にイベント終了に伴う財団、実施施設及び受託事業者との報告会を実施し、イベントで発生した課題や解決法等について意見交換を行い、議事をまとめ財団に報告すること。

#### (10) 発信・展開

- ア イベントについては、実施後にMICE主催者や施設等に向けてアーカイブ配信ができるよう当日の動画等を撮影すること。また、財団と協議の上、撮影した動画等の編集を実施すること。
- イ 撮影に必要な機材及び設備を手配すること。
- ウ 編集後のデータは財団の指示する形式で、イベント終了後21日以内に提出すること。
- エ また、イベントの概要が端的に分かり、ユニークベニューの積極的開催につながるPR動画として2分程度に編集した動画を作成すること。作成した動画はイベント終了後21日以内に納品すること。
- オ MICE開催者や施設等に、本イベントを効果的に発信・展開する方法についても検討・提案の上、実施すること。当該方法については、(9)において検討し議事にまとめること。

#### (11) 記録写真、映像の撮影及び報告書作成業務

準備状況や、事前の調整・取組み、外観や諸室などユニークベニュー施設会場、イベント当日の会場全体の状況・様子、食事、参加者・運営者等の様子がわかる写真、映像を記録撮影し、イベントの内容・課題を報告書にまとめること。各撮影記録、報告書についてはイベント終了後21日以内に財団に納品すること。

#### (12) 提出物一覧

内容	期限	該当項
事業計画書	履行開始後 14 日以内	第 6 項 (1)
業務進行スケジュール	イベント実施 60 日前	第 6 項 (1)
招待者リスト	イベント実施 60 日前	第 6 項 (4)
イベント実施計画書 (案)	イベント実施 60 日前	第 6 項 (1)
イベント実施計画書	イベント実施 30 日前	第 6 項 (1)
アンケート分析	イベント終了後 10 日以内	第 6 項 (8)
動画データ	イベント終了後 21 日以内	第 6 項 (10)
動画データ (PR 動画版)	イベント終了後 21 日以内	第 6 項 (10)
報告書	イベント終了後 21 日以内	第 6 項 (11)

## 7. 事業実施上の留意事項

受託者は本委託実施にあたっては以下の点に留意し、財団と綿密な協議をすること。

- (1) 運営にあたっては委託者の指示する内容を遵守すること。また、会場・ユニークベニュー・(一社) 墨田区観光協会等の指示内容についても財団に共有し、遵守すること。
- (2) イベント実施において、会場、ユニークベニュー、(一社) 墨田区観光協会、財団及びその指定事業者等とも協議・協力の上、事業を実施すること。

## 8. 賠償責任

本委託の履行にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の原因が、不可抗力、その他やむを得ない事由のときは、財団と受託者が協議の上、その処理方法を決定する。

## 9. 作成物に関する権利の帰属

- (1) 受託者は、本委託業務の実施に伴う成果物について、著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) 第 2 章第 3 節第 2 款に規定する権利 (以下「著作者人格権」という。) を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ財団の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 上記規定は、受託者の従業員、第 10 項により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) 上記 (1) 及び (2) の規定については、財団が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、本委託業務の実施に伴う成果物に係る著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む) を、財団に無償で譲渡するものとする。ただ

し、成果物に使用又は包括されている著作物で受託者が本契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を財団に許諾するものとし、財団は、これを本委託業務の成果物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。

(5) 成果物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、係る著作物に使用許諾条件が定められている場合は、財団はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。

(6) 成果物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

## 10. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

## 11. 個人情報の保護

(1) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」([https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi\\_tokkishiyousyo.docx](https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyousyo.docx))に定められた事項を遵守すること。

(2) 本件における「個人情報」として、以下の事項を想定している。

- ① 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者及び招待者の氏名/メールアドレスなど
- ② 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報 (IP アドレスなど) も保有している場合においては、同様に個人情報とみなす

(3) 本事業の遂行にあたり第10項「第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。

## 12. 天災その他不可抗力による契約内容の変更

天災事変その他不測の事由に基づく経済情勢の激変や、疫病の流行等により、本委託の実施途中でも委託内容の見直しを図ることがある。その実情に応じ、財団は受託者と協議の上、本委託契約の契約金額、契約内容を変更することができるものとする。

### 13. 完了報告と契約代金の支払いについて

#### (1) 契約代金の支払いについて

委託完了後に一括で行うこととする。財団の承認をもって請求書を発行すること。

#### (2) 完了報告と成果物の提出について

##### ① 委託完了届

別紙1「委託完了届」を提出すること。

##### ② 実施報告書

A4で作成し紙3部、電子データ等で納品すること。

※目次、体裁、提出期限等は財団と協議の上決定する。

### 14. その他

- (1) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (3) この契約にかかる費用は、全て契約金額に含むものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団コンベンション事業部 電 話：03-5579-2684
--



■ 「Tokyo Unique Venues」掲載施設一覧

参考 1

【都立施設】

1. 浜離宮恩賜庭園 2. 清澄庭園 3. 東京都庭園美術館 4. 東京都美術館
5. 東京都写真美術館 6. 江戸東京たてももの園 7. 東京都現代美術館 8. 葛西臨海水族園
9. 旧前田家本邸洋館 10. 東京都庁 45 階北展望室 11. 東京国際クルーズターミナル
12. 夢の島公園アーチェリー場 13. 海の森水上競技場 14. カヌー・スラロームセンター

【民間等施設等】

15. すみだ北斎美術館 16. 上野の森美術館 17. 刀剣博物館 18. 山種美術館
19. JP タワー学術文化総合ミュージアム「インターメディアテク」 20. サントリー美術館
21. 東洋文庫 22. サントリーホール 23. 観世能楽堂 24. 宝生能楽堂
25. 梅若能楽学院会館 26. 乃木神社 27. 回向院 28. 深大寺 29. 神田明神 30. 題経寺  
(柴又帝釈天) 31. 東京大神宮 32. 柴又帝釈天門前参道商店街 33. 福德の森
34. 六本木ヒルズアリーナ・毛利庭園 35. 虎ノ門ヒルズオーバル広場
36. アーク・カラヤン広場 37. 大手町仲通り 38. 大井競馬場 (東京シティ競馬)
39. BMW GROUP Tokyo Bay 40. 東京ミッドタウン芝生広場 41. 品川シーズンテラス
42. 町田シバヒロ 43. COREDO 室町テラス 44. TACHIHI BEACH 45. 薬師池西公園
46. 築地魚河岸 47. 恵比寿ガーデンプレイス 48. 大手町ビル 屋上 SKY LAB
49. しながわ水族館 50. すみだ水族館 51. マダム・タッソー 52. キッザニア東京
53. よみうりランド 54. サンリオピューロランド 55. 浅草花やしき
56. コニカミノルタプラネタリア TOKYO 57. スモールワールドズ 58. 自由学園明日館
59. 日本橋三越中央ホール・三越劇場 60. KUDAN HOUSE 61. 東京スカイツリータウン
62. 東京タワー 63. テレコムセンター展望台・アトリウム 64. 3×3Lab Future
65. 寺田倉庫 66. フジテレビジョン「フォーラム」 67. 角川大映スタジオ
68. アサヒグループ本社ビル 69. ART FACTORY 城南島 70. 両国-江戸 NOREN
71. GARDEN 新木場 FACTORY 72. SHIBUYA TSUTAYA (QFRONT) 屋上・イベントスペース
73. チームラボプラネッツ TOKYO DMM.com 74. Re;PLACE KOISHIKAWA

※施設改修による休業のため、東京都江戸東京博物館を除く

※施設選定についてはウェブサイト「TOKYO UNIQUE VENUES」を参照すること。

<参照> <https://uniquevenues-jp.metro.tokyo.lg.jp/>

■過去ショーケースイベントを実施したユニークベニュー施設一覧

参考 2

年度	施設名
令和元年	・ 刀剣博物館 ・ 題経寺（柴又帝釈天）及び参道商店街 ・ 旧前田家本邸洋館
令和3年	・ 東京国際クルーズターミナル ・ スモールワールドズ東京
令和4年	・ 浜離宮恩賜庭園 ・ COREDO 室町テラス ・ 福徳の森